館内のイベント用ポスター，チラシ類の設置に関して次のように取り扱います。
なお，設置スペースに限りがあることから，下記の条件に合致した場合でも設置でき ない場合もあるため，最終的な掲載の可否に関しては，はっちに一任することを条件に ポスター等をお預かりしております。

1 区分
館内に設置するポスター，チラシ類の区分は下記のとおりとする。
（1）はっち自主事業及び施設情報に関するもの
（2）有料施設の利用（貸館）に関する館内催事情報（使用許可済みのものに限る） ※館内催事情報に関する付属情報を載せることも可とする。 ※館内催事情報及び付属情報は別紙を参照すること。
③ 八戸市及び八戸市が関係する行政情報のうち，中心市街地活性化，文化，観光，広域観光に関するもの
（4）八戸中心市街地（八戸市中心市街地活性化基本計画で定める区域）で開催される イベント（開催期間が定められているものに限る）で，中心市街地の活性化に資 するもの
⑤ 「はちのへ文化のまちづくりプラン」に掲載されている市内文化施設で開催され るイベント（開催期間が定められているものに限る）で，広く八戸市民へ周知す るもの
⑥市外のその他の文化施設の広報資料で適当と市長が判断するもの
（7）その他，公益，公共的取り組みで，市長が特に必要と認めるもの

## 2 場所と種類

上記区分のポスター，チラシ類の設置場所及び種類は原則，下記のとおりとする。

| 区分 | 設置場所 | 種類 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1） | ポスター  <br> チラシ類 ：全館内 <br> ：インフォーション，情報ボード付近スタンド， <br> 事務室 | 制限無し |
| （2） | $\begin{array}{ll} \text { ポスター } & : 1 \text { 階放送スタジオ前掲示板 } \\ \text { チラシ類 } & : \text { インフォメーション } \end{array}$ | ポスター，A 4 判以下のチ ラシ |
| （3） | $\begin{array}{ll} \text { ポスター } & : 2 \text { 階~3階ポスター掲示板 } \\ \text { チラジ類 } & : \text { 情報ボード付近スタンド, } 3 \text { 階観光コーナー } \end{array}$ | ポスター，A 4 判以下のチ ラシ，冊子類 |
| （4） | $\begin{array}{ll} \text { ポスター } & \text { : はつちひろば掲示板 } \\ \text { チラシ類 } & : \text { 情報ボード } \end{array}$ | ポスター，A 4 判以下のチ ラシ，冊子類 |
| （5） | $\begin{array}{ll} \text { ポスター } & : 2 \text { 階~3階ポスター掲示板 } \\ \text { チラシ類 } & : \text { 情報ボード付近スタンド, } \end{array}$ | ポスター，A 4 判以下のチ ラシ，冊子類 |
| （6） | $\begin{array}{ll} \text { ポスター } & : 2 \text { 階~3階ポスター掲示板 } \\ \text { チラシ類 } & : 4 \text { 階リビング } \end{array}$ | ポスター，A 4 判以下のチ ラシ，冊子類 |
| （7） | $\begin{array}{ll} \text { ポスター } & : 2 \text { 階~3階ポスター掲示板 } \\ \text { チラシ類 } & : 2 \text { 階ベランダ付近 } \\ \hline \end{array}$ | ポスター，A 4 判以下のチ ラシ，冊子類 |

※設置場所は，空き状況等により，当館において変更し設置する場合もある。

3 設置期間及び管理等について
ポスター，チラシ類の設置期間は，原則，開催日 1 ヶ月前から開催終了日までとす る。ただし，はっち自主事業及び施設情報に関するものはこの限りではない。 また，風除室へのポスターの設置については，1週間前から可能とする。ただし，定期的に複数回，施設を利用しているものについては，利用者が設置撤去できる場合において，当日に限り設置できるものとする。
設置後のチラシの追加等管理は，イベント主催者が行う。

4 設置しないもの
上記の設置の取り扱いに該当する場合であっても，次の場合は原則として設置しない ものとする。

- 人権侵害となる内容が含まれるもの
- 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- 暴力団と関係があるもの又はその恐れがあるもの
- 発行する団体の名称や連絡先がないもの
- その他市長が設置できないと判断するもの

Ⓐエリア（用紙上部3／4）

【館内催事に関する情報の例】
（1）催事名称
（2）事業実施にあたり記載を求められている情報 （○○補助金採択事業，など）
（3）主催•共催•後援者名
（4）期間•日時
（5）会場
（6）費用
（7）催事の内容
（8）併催事業情報
（9）継続開催の予定情報（使用許可済のものに限る）
（11）問い合わせ先
（11）上記に関するURLや2次元コード
（12）その他，館内催事情報としてふさわしい情報

## 付属情報は，Bエリアのみ掲載可能

Bエリア（用紙下部 $1 / 4$ ）

【付属情報の例】
（1）主催者（個人•団体）のPRや営業情報
（2）生徒募集の類のもの
（3）館内催事以外の催事情報（併催事業除く）
（4）その他，館内催事情報と認められない情報
（5）上記に関するURLや2次元コード

